

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名称	代表者
1	04. 8. 19	労働者	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫他
2	04. 8. 22	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
3	04. 8. 22	労働者	静岡県評 パート臨時労組連絡会	代表幹事 鈴木 洋子
4	04. 8. 22	労働者	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
5	04. 8. 22	労働者	ユーコープ労働組合静岡県支部協議会	代表運営委員 積 哲也
6	04. 8. 22	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
7	04. 8. 22	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
8	04. 8. 22	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック	代表者 松井 美智子
9	04. 8. 22	労働者	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会	執行委員長 松下 靖史
10	04. 8. 22	労働者	全日本建設交運一般労働組合 静岡県本部	執行委員長 松澤 彰一
11	04. 8. 22	労働者	全静岡教職員組合	執行委員長 須部 友康
12	04. 8. 22	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
13	04. 8. 23	労働者	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
14	04. 8. 23	労働者	JMITU通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹

2022年8月19日

静岡労働局長 石丸 哲治 殿

静岡県労働組合共闘会
代表幹事 鈴木

静岡県中部地区労働組合
副議長 望月

静岡県ユニオンネットワ
代表 小澤

◆連絡先 静岡市葵区黒金町5-8
TEL 054-292-4121
FAX 054-292-4122

2022年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額944円とすることに異議を申し出、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を要求する。
2. 全国一律最低賃金制度の実施を要求する。
3. 静岡地方最低賃金審議会を専門部会も含め全面的に公開することを要求する。

【理由】

コロナ禍に加え物価高騰により、とりわけ最低賃金近傍の処遇となっている非正規労働者は、極めて深刻な生活困窮に追いやられている。その状態をふまえれば、31円の最低賃金の引き上げでは、到底生活改善はできないし、私たちが要求する「8時間働けば暮らせる社会を！全国どこでも1500円以上！」からは程遠いことから、最低賃金のさらなる大幅な引き上げを強く要求するものである。また、生計費について検討してみても、地方間格差を設ける合理的理由はなんら無く、全国一律最低賃金制度とするべきである。

静岡地方最低賃金審議会が、静岡県内を代表する公益・労働者・使用者の委員が議論する審議会であるという以上、どのような真摯な議論がなされたのか、また、非正規労働者などの当事者の意見がどの程度反映されていたのかなどが一切不明であることから、密室を排し全面公開することが最低賃金への理解を深めるうえで極めて重要である。

以上



2022年8月22日

静岡労働局長
石丸 哲治様
静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆様

静岡県労働組合評
議長 菊池

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

静岡県の最低賃金は昨年改訂され、現在は913円です。今回、中央最低賃金審議会の目安額が31円を出され、目安通りの改定額の答申でした。隣接する神奈川・愛知両県ともに31円の目安通りの答申が出されており、地域間格差の是正になりません。

私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今までと同じ状況が続くだけです。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

また、物価上昇に歯止めがかからず、私たちが2015年に調査した「静岡県の最低生計費試算」では、25歳男性が単身で自立して生活できる生計費は月額246,659円(税・社会保険料含む)で時間給は1,419円でしたが物価上昇に伴い生計費は上昇しており、31円の引き上げでは自立した生活を送るには厳しい状況です。

意見書では「子どもの貧困」にも触れ、解消するには最低賃金の引き上げが重要であることを訴えましたが、貧困の解消ができる額だとは言い難い答申額です。

新型コロナウイルスの感染状況の拡大や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないもので、この点も要請してきました。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえたくうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2022年8月22日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組連
代表幹事 鈴木

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、日頃非正規運動を中心に取り組んでいる組織として異議を申し立てます。

今年中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。このことは深刻な社会問題になっている若年労働者の人口流出に歯止めをかけることが出来ないと考えます。また、今年の値上げラッシュなど物価高騰、収束しないコロナ禍の地域経済は厳しい状況にあります。特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えています。地域経済活性化のためにも労働者が普通に暮らせる賃金にすることが必要不可欠といえるのではないのでしょうか。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。

繰り返しになりますが過去最高の引き上げ額である今回の答申でも、地域間格差は縮小できず、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、ワーキングプアを解消するものとなりません。そしてこの物価高騰を踏まえると低所得労働者ほど家計に与える影響は大きく、暮らしを直撃しています。生活必需品の物価上昇率以上に最低賃金のさらなる引き上げが必要です。

また、非公開となっている異議申し立て審議を公開審議としていただきますよう再考をお願いします。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の答申に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2022年8月12日

静岡労働局長 石丸 哲治様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆様

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げとし、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、憲法尊重擁護義務のある自治体職員の労働組合として、憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を欠いた今回の審議結果に異議を申し立てます。

コロナの感染症拡大、ウクライナ情勢による物価高騰などによって経済に対する住民の不安は大きなものがあります。静岡自治労連は「コロナ禍だからこそ賃金引き上げによる地域経済の活性化」を訴え活動してきました。昨年、国が実施したケア労働者の賃上げは、全国の労働組合の賃上げ要求を反映したものです。しかし、その賃上げの範囲や支給額は職員の生活改善や地域経済の活性化に繋がるものではありませんでした。

こうしたなか静岡地方最低賃金審議会が中央審議会の目安額どおり31円引上げとしたことは、上記問題と同様に賃上げによる景気回復には繋がらず、低賃金で働く労働者の賃金底上げを真剣に考えての結果なのか疑問を感じます。

また、公務公共関係労働者の賃金は、人事院・地方人事委員会による官民調査に基づいており、民間賃金の動向によって大きく左右されます。最低賃金引き上げが31円だけでは、全国770万人に影響すると言われる公務員賃金にも、その影響は微々たるものとなります。

労働組合が全国で実施している「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間換算)となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



静岡労働局長
石丸 哲治 様



2022年8月18日

ユーコープ労働組合静岡県支部協
代表運営委員 積

2022年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申し出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 944 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

【 理 由 】

長らくコロナ禍に加えて、4 月以降の急激な資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「全国一律 1500 円以上」からは程遠く極めて遺憾であるといわざるを得ません。

ユーコープ労働組合は、憲法や最低賃金法が保障する「健康で文化的な生活」を実現するには、「時間額 1500 円以上」が必要であると考えており、大幅な引き上げを求めています。以下、異議申し出についての理由を述べます。

1. 最低賃金額が生計費に満たず、生存権を保障できない

「時間額 944 円」という額は極めて低い水準です。1 日 8 時間、月 22 日間働いたとしても月額 16 万 6144 円にしかありません。この収入では、単身労働者でも食うや食わずやの生活になることは、容易に想像がつくのではないのでしょうか。ユーコープ労働組合は、最低賃金額は憲法 25 条が定める生存権を保障する金額であるべきであると考えます。

コロナ禍の今、私たちの暮らしに不可欠なエッセンシャル・ワークを担っているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。スーパーなど小売業で働く労働者の 22.2%・約 130 万人は最低賃金ギリギリの低賃金で働いています。8 時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金が得られる最低賃金額にするということは、生存権を守るための最低限の補償であると考えます。

ユーコープ労働組合の構成員は8割以上をパート職員が占めており、その92%が女性です。毎年秋に実施する生活実感アンケートによれば、3588人の回答のうち、自分の収入だけで生計を賄う人は22%、そのうちの7%が子どもや親などを扶養しており、この割合は年々増えています。主たる生計者(配偶者)がいて、家計補助的に働くのがパート労働者という状況は大きく変化しています。

中央最低賃金審議会は8月2日、2022年度の最低賃金を全国平均で961円とする目安を示しました。全国平均の31円引き上げは、最低賃金が時給提示となった2002年度以降の最高額で、「特に労働者の生計費を重視した」としています。静岡県の最低賃金は31円引き上げて944円とする答申が出されましたが、わずか3%程度の引き上げでは物価上昇分で吸収されてしまい、最低賃金法の目的である「労働条件の改善」「労働者の生活の安定」には遠く及ばない水準です。

2. 経済を再建するためにも大幅引き上げが必要

審議会において使用者側は中小企業の経営の苦しさを理由として引き上げに反対していますが、この主張はまったく納得いくものではありません。

中小企業の経営困難の根源は最低賃金にあるのではなく、大企業による単価切り下げや消費税増税、国内需要の6割を占める個人消費の落ち込みにあると考えます。いずれも国や行政の施策によって改善・解決がはかられる問題であり、最低賃金抑制の理由とはなりません。

経営困難の責任を労働者に負わせ、最低賃金を抑え込むべきとの主張は全く的外れであるだけでなく、今後の地域経済の発展をも阻害する近視眼的な主張であり認められるものではありません。そもそも、コロナ禍のもとで経済活動にストップをかけているのは国であり、必要な支援は国に求めるべきです。

諸外国のように政府が中小企業予算を確保し、直接的な経営支援を本格的にとりくむことが必要です。コロナ禍によって飲食や観光など、様々な中小企業が直面する困難の解消は、政府・自治体による抜本的な支援こそが求められています。

また、コロナ禍にあっても大企業の内部留保も膨らみ続けています。それらを活用して公正な取引を実現し、中小企業にとって使い勝手の良い支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能であり、そのことが、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになります。

答申でも述べられている中小企業支援策について、厚生労働省や中央最賃審議会任せではなく、静岡地方最賃審議会としての提言・提案をまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実現に向けた具体的な取り組みを求めます。

3. 全国一律最低賃金制度の確立など本質的な議論を求めます

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は3県統一ですが、パート職員についても制度は3県統一したものの、基本時給だけは県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、静岡県965円、神奈川県1,060円、山梨県945円と最大で115円の県

別格差があります。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として、3 県の最低賃金額の違いを挙げてきました。

私たちはこれまで、「3 県のパート職員の基本時給を 1500 円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「静岡県でも神奈川県でもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「ユーコープで扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、組合員に提供するサービスも同じなのに、時給が違うなんてありえない」という発言がありました。

その結果、最大 125 円であった県別格差は 115 円に縮小し、理事会は「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しました。

同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。2022 年度の各県の最低賃金審議会の答申状況を見ると(8 月 16 日現在)、島根県と鳥取県は 3 円、山形県・愛媛県・佐賀県・熊本県・宮崎県が 2 円、北海道など 6 地方が 1 円とそれぞれ目安に上乗せした答申を出しました。大都市圏との格差は縮まりませんでした。最低賃金の県別格差拡大を問題視する世論を受けた結果だと考えます。

全国一律最低賃金制度については、地方の首長が国に要望し、与党自由民主党の国会議員によっても格差の是正を求める議員連盟がつくられています。静岡地方最低賃金審議会においては、県別格差を是正する審議会として、全国をリードする議論を求めます。

4. 審議会の全面的な公開を求めます

貴審議会が、県内を代表する公益・労働者・使用者の委員が議論する審議会であるからこそ、県内労働者また使用者にとっての「あるべき最低賃金水準」を議論していただくことを改めて求めます。そして、真摯な議論の状況を公開していただくことが、県内の労働者・使用者が最低賃金への理解を深め、社会的な合意を形成していくうえで、有効だと考えます。審議会の全面的な公開を求めます。

以上

2022年8月22日

静岡労働局長
石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆 様

国鉄労働組合静岡地方本部
執行委員長 若原

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、最低賃金審議に向けた意見書を提出した労働組合として以下の意見を述べ異議を申し立てます。

私たち国労静岡地方本部は、新型コロナウイルス感染症の影響における全世界的な経済活動の停滞、雇用情勢の悪化等を背景に、組合員一人一人が感染症対策に全力をあげ、生活の底支え、底上げをめざし、すべての労働者の大幅な賃上げをはじめ、安心して暮らせる社会の実現に向け取り組んできました。

とりわけすべての労働者の賃金引き上げを行うことで地域経済の活性化を訴え、格差と貧困の解消も重要課題だとして組織の内外での活動を行っています。

2022年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書では、現在の物価高騰で私たちの生活が非常に厳しくなっていることを強く訴え、働いても生活できない賃金ではなく、働いて人間らしく生活できる賃金が必要であることを主張してきました。

そのうえで最低賃金の引上げは急務の課題となっていることと全国一律最低賃金を1,500円に上げることを強く求めてきました。

しかし、出された答申は中央最低賃金審議会が出した目安通りの31円でした。引上げの判断は評価するものの人間らしく生活するには程遠いものです。

当然、現在の物価高は経営にも大きな影響を及ぼしていることは事実です。モノづくり県の静岡では中小企業が多く、賃上げが経営に及ぼす影響も大きいのは事実です。だからこそ最低賃金の引き上げと中小企業に対する公的支援は表裏一体であると訴えてきました。

私たち国鉄労働組合は、以上の観点から答申額の見直しを行うことを強く要請いたします。

以上、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2022年8月22日

静岡労働局 局長 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 様

ローカルユニオン静岡
執行委員長 河合利

静岡地方最低賃金答申について異議申立書

貴職のご奮闘に敬意を表します。

8月9日に答申されました静岡地方最低賃金について異議申し立てをいたします。

昨年改定された静岡県最低賃金時間額913円を、31円引き上げ時間額944円とする答申がなされました。今までにない大きな引き上げ額であることは評価するものの、現在の日本経済に対応できるものとは言いがたい額であることも事実です。

今年の最低賃金審議で最も注目されるべきは、ロシアのウクライナ侵攻に始まる物価高騰に最低賃金審議がどう対応するかであったはずですが、日本の労働者の賃金は20年間上がっていないどころか、低賃金の非正規雇用労働者の増加により平均賃金は下がっています。切り詰めた生活を余儀なくされていた労働者には余裕がありません。そこへ、昨今の物価高です。最低賃金に近い賃金で働いている労働者にとって毎年審議される最低賃金の引き上げは、賃金が上がる唯一のチャンスです。最低賃金を大幅に引き上げないことには、この物価高を凌ぐことはできません。

静岡県の最低賃金は、いまだに時間額1000円に達していません。せめて時間額1000円または1000円に近い最低賃金でなければ生活することはできません。最低賃金が31円引きあがれば、1カ月で5000円くらいの賃上げになると計算する人もいますが、1日8時間、1カ月20日の雇用が続くことが保障されなければ実現することではありません。最低賃金に近い賃金で働く労働者は多くが非正規雇用労働者です。非正規労働者の特徴は不安定雇用と低賃金です。3年にも及ぶコロナ禍で真っ先に影響を受けたのは非正規雇用労働者です。今もまだ増えつつある非正規雇用労働者の生活を安定させるためにも、今年の最低賃金の引き上げは、中央最低賃金審議会の目安額31円を大幅に上回る額とすべきです。全国では目安を上回る改定額を答申している県もあります。



私たちが試算した最低生計費調査では、地方でかかる経費では通信交通費が突出しています。静岡県をはじめ地方では自家用車の所有が必須です。ガソリンの高騰は、暮らしに自家用車が必要な静岡県民の生活には、大きな打撃となっています。このガソリン代に始まる食費等生活必需品の物価高騰に対応するためには、最低賃金を大幅に引き上げ、地域の賃金相場を引き上げることが必要です。消費力の低下を招くことは、経済の回復をさらに遅らせることにつながります。低迷し続けた日本経済を回復させるためにも、県民の生活を守るためにも、さらなる最低賃金の引き上げをご検討いただくようお願いいたします。

物価高騰は、事業者にとっても、原材料費の高騰につながり、大きな影響を与えていることは承知しております。この事態に対し、事業者支援を拡大することが求められます。賃金の引き上げについても、実施した企業に対する支援金の支給ではなく、実施できる支援策を策定することを政府に求めることが必要です。静岡地方最低賃金審議会として、事業者支援の充実を求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上



2022年8月20日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロッ
代表 松井 美智子

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間給913円から944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

金融の職場では、窓口・内部事務など現場での不特定多数の顧客対応を担っている労働者の殆どが、時間給で働くパート労働者など非正規労働者です。

非正規労働者の賃上げが実現できない中で、毎年の最低賃金の引上げが賃金引き上げの大きな力になることから大幅な引き上げを要請してきています。

今年を目安額31円は過去最高の引き上げ額と言われていますが、現在の急激な物価高騰をカバーできる額ではありません。コロナ感染も急激に拡大し感染リスクが大きくなる中で生活への不安を抱え仕事をしています。

同じ金融機関で同じ仕事をしていても、東京都や神奈川県は既に千円を超えていることから、勤務地加算で法に抵触しないように調整して採用しているのが現状です。最低賃金の地域間格差が大きく影響しています。今年度静岡県の最低賃金が答申通りの31円引上げで944円になっても、首都圏との格差は縮まらず千円にも届かず、私たちが要求している1500円には遠く及びません。1日7時間18日勤務のパートさんでは31円引き上げになったとしても月4千円にもならず、物価高騰から生活を守る金額には到底なり得ません。

金融の職場で働く非正規労働者の労働に見合った賃金引き上げ、正社員との賃金格差の是正を進め、コロナ禍と物価高から生活を守っていくためにも大幅な引き上げが必要です。

労働者全体の賃金の底上げにつなげ、経済回復へつなげるためにも、31円から上乘せした答申とすることを強く求めます

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2022年8月20日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働組合 (静岡地方連合会
静岡地連)
執行委員長 松下 靖史

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域のタクシー労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

昨今の静岡県の最低賃金は隣県の神奈川・愛知よりも低いままで、中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正には到底なりえません。また「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

静岡県労働組合評議会が実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、時給1,500円前後が必要で、年収に換算すると約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間換算)となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものとなっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近傍で働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与えることと考えます。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上



2022年8月20日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全日本建設交運一般労働組合静岡県本部
執行委員長 松澤 章

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域の労働者を代表する労働組合として異議を申し立てます。

静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の答申をふまえ31円の引き上げの答申が行われました。中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。「コロナ禍の今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要」と訴えてきた、労働者・国民の生活不安を増幅させるものです。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、全国どこでも、時給1,500円前後が必要で、年収約300万円という結果が出ています。静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円（月150時間換算）となっています。今回の答申では、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、労働者の非正規化や正規の賃金引き下げが起こっている中、最低賃金にはりついて生活する労働者が増え、ワーキングプアを解消するものになっていません。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

コロナ禍の地域経済は、厳しい状況にあります。しかし、労働者のおかれている状況、特に最低賃金近くで働く非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題であり、非正規労働者が労働者の4割を超えることから地域経済の活性化にも打撃を与え、物価高騰がそれに拍車をかけています。

また、地方からの若年労働者の人口流出が深刻な社会問題となっています。これは、首都圏と地方の最低賃金の格差が要因となっていると考えます。C・Dランクの地方最低審議会では、これ以上格差を広げないために、目安額に上乗せした引き上げ額を答申しています。静岡県も目安額に上乗せした答申を行い、地域間格差を是正し、人口流出に歯止めをかけなければならないと考えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上

2022年8月15日

静岡労働局長 様
静岡地方最低賃金審議会会長 様

全静岡教職員組合
執行委員長 須部 友

2022年度最低賃金の改正決定に対する異議申出書

標記のように、今回の最低賃金の改正決定に関して異議を申し出ます。再度のご審議をお願いします。理由は以下のとおりです。

第1に、私たちは、憲法25条と生計費の観点から見て納得し安心のできる最低賃金としていただきたいと願っています。今回の答申額は目安通りの31円です。引き上げには賛成です。しかし、このまま引き上げられたとしても944円です。全労連や静岡県評の調査では、静岡県だけでなく全国どこでも1500円以上でないと安心した生活ができないという結果が出ています。憲法25条と必要な生計費の観点から見て、納得も安心もできない額です。

第2に、私たちは、全国どこでも同じ時間、同じ仕事をしていることに対して、同じ賃金、同じ待遇にしてほしいと願っています。

上記と同様、第3に、私たちは、同じ職場(学校)でも、子どもたちに対して必要な仕事(教育)をしていることに対して、誰にでも同じ対価にしてほしいと願っています。

子どもたちの前に立って、教育をする、働くという姿を見せる際には、全国でも学校でも、同じ待遇であるべきだと考えます。そうなっていくために、最低賃金が一つの目安となるべきだと思います。

今回の最低賃金改正の提案は、以上から見て到底納得のいくものではありません。

時給944円で、どのようにしたらまっとうな生活ができるのでしょうか。なぜ全国で、あるいは同じ職場で大きな差がつけられるような資料分析や判断が出てくるのでしょうか。

どうか、再度審議をし直し、必要な聴き取りや調査をやり直していただきたくお願いします。

以上





2022年8月20日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会
議長 松川 功

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安どおりの31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局に答申しました。これに対し、静岡市内の地域労働者を代表する労働組合として次のとおり異議を申し立てます。

今年こそ、コロナ禍と急激な物価高騰に苦しむ労働者のためにも大幅な引き上げが必要と声をあげてきました。中央最賃の目安額31円は過去最高であるとは言え、「物価上昇率が3%に達する」と報道があり、31円の引き上げでは賃上げとは言えず、生活改善となりません。非正規労働者は時給労働者が多く特に最低賃金の近傍で働く労働者には最低賃金の引上げへの期待は大きくなっています。

中央最賃の目安通りでは全国の加重平均が961円となり静岡県は平均以下ということになります。私たちが試算した「最低生計費試算調査」では全国どこでも1500円が必要です。既に首都圏は千円を超えており、答申通りであれば東京都1072円、神奈川県1071円、大阪も1023円となります。静岡県の人口流出は首都圏との最低賃金格差も大きく影響しています。若者がより良い条件を求め首都圏へと流れることは止められません。地域間格差をなくし、将来に展望を持って働ける地域にしていくことが求められています。そのためにも大幅な引き上げが必要です。

賃金引上げにより地域の経済活性化を望むことは労使とも同じであり、そのためにも最低賃金引き上げには中小企業支援策が必ず必要です。「社会保険料の軽減措置、消費税の一定期間の減税」など具体的に踏み込んだ討論により中小企業支援策を盛り込んだ答申をお願いします。目安以上の最低賃金の大幅な引上げで労働者全体の賃金底上げが景気回復への道と考えます。

以上のことから、私たち静岡地区労働組合連合会として今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2022年8月19日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合センター
議長 橋本 様

異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり31円引上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、藤枝・焼津地域の労働者を代表する労働組合センターとして異議を申し立てます。

静岡県の最低賃金は昨年改訂され、現在は913円です。今回、中央最低賃金審議会の目安額が31円で出され、目安通りの改定額の答申でした。隣接する神奈川県・愛知県ともに31円の目安通りの答申が出されており、地域間格差の是正になりません。

私たちは、静岡県の人口減少が首都圏などへの流出の原因が賃金の格差にあることを訴えてきました。この答申額では今までと同じ状況が続くだけです。目安を上回る答申を出す県も出ており、静岡県も人口減少問題に歯止めをかけるため、地域間格差の解消を目指し、目安を上回る答申をすべきだと訴えます。

また、物価上昇に歯止めがかからず、私たちが2015年に調査した「静岡県の最低生計費試算」では、25歳男性が単身で自立して生活できる生計費は月額246,659円（税・社会保険料含む）で時間給は1,419円でしたが物価上昇に伴い生計費は上昇しており、31円の引き上げでは自立した生活を送るには厳しい状況です。この間の物価上昇は激しく、今回の答申額ですと月額約5,000円増となりますが、生活維持にはとても追いつく結果ではありません。いま最優先の課題は、消費社会の大多数を占める労働者の懐を少しでも豊かにすることです。

新型コロナウイルスの感染状況の拡大や物価上昇で中小企業の経営が厳しい状況も続いており、最低賃金引き上げと中小企業への支援は切り離せないもので、この点も要請してきました。

再度、要請書をはじめとした意見を踏まえ、うえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

2022年8月23日

静岡労働局長 石丸 哲治 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

JMITU 通信産業本部静岡
執行委員長 榊原

2022年度最低賃金の改正決定に対する意義申立書

静岡地方最低賃金審議会は8月9日、2022年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり31円引き上げ、現行の時間額913円から時間額944円とする旨、静岡労働局に答申しました。これに対し、静岡県下のNTTグループ企業で働く労働組合として次のとおり意義を申し立てます。

■意見の趣旨

- 1、静岡地方最低賃金審議会が今回答申した最低賃金額は、JMITU 通信産業本部静岡支部が7月20日付けで提出した「2022年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書」の意見が反映されておらず到底納得のいく内容になっていない。審議を再開し、必要な聞き取りや調査をやり直し改めて納得のいく答申を求めます。

■意見理由

1、今年中央最低賃金審議会の目安額どおりの改定では、地域間格差の是正になりません。このことは深刻な社会問題になっている若年労働者の人口流出に歯止めをかけることが出来ないと考えます。また、今年の物価高騰、収束しないコロナ禍による経済活動の縮小により地域経済は厳しい状況にあります。特に最低賃金近傍で働く労働者が4割を超えており、非正規労働者や女性労働者にとっては死活問題です。地域経済活性化のためにも労働者が普通に暮らせる賃金にすることが必要不可欠といえるのではないのでしょうか。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活ができるための生計費は、静岡市の25歳独身男性では、時間額1,644円(月150時間換算)となっています。

繰り返しになりますが過去最高の引き上げ額である今回の答申でも、地域間格差は縮小できず、地域における労働者の生計費に程遠いものとなっており、ワーキングプアを解消するものとなりません。そしてこの物価高騰を踏まえると低所得労働者ほど家計に与える影響は大きく、暮らしを直撃しています。生活必需品の物価上昇率以上に最低賃金のさらなる引き上げが必要です。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の答申に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以 上

